

許認可等の内容	公の施設の指定管理者の指定		
根拠法令及び条項	地方自治法第 244 条の 2 第 3 項		
担 当 課	公の施設の各主管課	処分権者	市長ほか
標準処理期間	公募等及び議決に要する日数	設 定 日	平成 16 年 6 月 23 日
審査基準を設定しない理由			
<p>法第 244 条の 2 第 3 項の規定による公の施設の指定管理者の指定は、同条第 6 項の規定により議会の議決を得て行うため、審査基準は、設定しない。</p> <p>(参考) (指定管理者の選定基準)</p> <p>鳥取市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例 (第 4 条関係)</p> <p>第 1 号関係 施設の運営において住民の平等な利用が確保されること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・使用の許可、使用料の減免、個人情報の取扱い等において、利用者の平等が確保されるものであること。 <p>第 2 号関係 施設の効用を最大限に発揮するとともに施設の効率的な管理が図られること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・サービスの質の向上、管理費の削減等施設の効率的な管理が図られるものであること。 <p>第 3 号関係 施設の管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・同様、類似のサービスを提供する施設の運営実績を有し、適正な職員配置を行う能力を有すること。 <p>第 4 号関係 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 (平成 3 年法律第 7 7 号) 第 2 条第 2 号に規定する暴力団、同条第 6 号に規定する暴力団員又はこれらの利益につながる活動を行い、若しくはこれらと密接な関係を有するものでないこと。</p> <p>第 5 号関係 前各号に掲げるもののほか、市長等が施設の性質等に応じて別に定める基準</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設の運営に必要な資格を有する、主たる事務所を市内に有する等施設に応じて定める基準を満たすこと。 			
変更日 平成 25 年 4 月 1 日			